

総務大臣 氏 名 殿

都（道府県）知事 氏 名 印

財政健全化計画完了報告書（要旨）

本都（道府県）内の市町村（及び特別区）の財政の早期健全化が完了したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおりその要旨を報告します。

記

地方公共団体の名称			
完了報告の要旨			
財政健全化計画の実施状況	1 具体的な措置の実施状況		
	2 歳入及び歳出に関する計画の実施状況		
	3 健全化判断比率の状況		
	4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況		
今後の財政の運営の方針	1 健全財政の確保に関する事項		
	1 経費の効率的使用に関する事項		
	2 収入の確保に関する事項		
	3 その他		
	2 その他財政の運営の合理化に関する事項		

備考 「今後の財政の運営の方針」欄の項目については、報告のあった事項に応じて適宜作成すること。